

告示第10号

坂城町里山整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7年 3月26日

坂城町長

坂城町里山整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林環境譲与税を活用し、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるとともに、森林づくりを効果的に進めるため、団体が行う里山整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において坂城町里山整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内の自治会組織
- (2) 5人以上の者が共同で事業を实践する目的を持って組織され、町長が適当と認める林業関係団体（林業経営者は除く。）

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表1のとおりとする。ただし、森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画に定められた森林及び当該森林と一体的に整備される森林で行われる事業に限る。

2 前項の規定にかかわらず、別表1に掲げる事業区分の区分ごとに同一の事業かつ事業実施予定地が同一である事業について、この補助金以外に町から補助金その他これに類するものの交付を受けている場合は補助対象としない。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表2のとおりとする。

(事業計画)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、坂城町里山整備事業計画承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施予定地の位置図
- (2) 事業実施予定地の状況がわかる写真
- (3) 施業同意書

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において速やかに補助事業者に対し、計画の承認及び補助金額の内示を通知するものとする。

(事業の変更)

第6条 補助事業者は、町長から計画の承認及び補助金額の内示の通知を受けた事業について、事業期間中に総事業量又は総事業費の20%を超える増減を生じたときは、坂城町里山整備事業計画変更承認申請書（様式第2号）を町長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めたとき、補助事業者へ計画変更の承認及び補助金の内示を通知することとする。

(事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、当該補助事業を中止又は廃止しようとするときは、坂城町里山整備事業中止・廃止申請書（様式第3号）を、中止又は廃止しようとする理由を添えて、町長に提出し承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を通知することとする。

(交付申請)

第8条 補助事業者は、原則として事業の終了後すみやかに坂城町里山整備事業補助金交付申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して、速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施状況（実施前、実施中、実施後等）がわかる写真
- (2) 参加者名簿及び当該参加者ごとの作業時間がわかるもの
- (3) 事業実施地の位置図

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業者に対し、補助金の交付決定及び補助金額の確定を通知することとする。

(交付請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定及び補助金額の確定通知があった場合、坂城町里

山整備事業補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消し）

第10条 町長は、補助事業者が補助金の交付条件に違反したとき、その他補助金を交付することが不適当と認めたときは、補助金の交付の全部又は一部を取消することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を取消したときは、補助金交付取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取消し、かつ、既に補助金が交付されているときは、補助金返還請求書により補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 交付すべき補助金額を確定した場合に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

（帳簿及び書類の備付け）

第12条 補助事業者は、当該補助事業に関する費用の収支、その他補助に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

別表1（第3条関係）

事業区分	備考
間伐、除伐、植栽等	事業実施面積がおおむね0.1ha以上であること
下刈り	事業実施面積がおおむね0.3ha以上であること

修景林間整備（不用木、枯損木等の処理）	事業実施面積がおおむね 0.05ha以上であること
竹林整備	事業実施面積がおおむね 0.05ha以上であること
鳥獣対策を目的とした緩衝帯整備	事業実施面積がおおむね 0.1ha以上であること
倒木処理（風倒木などの被害木を玉切り、整理）	
松くい虫防除作業（被害木の伐倒、林地残材及び枝条の破 砕、焼却、被覆等）	
上記以外で町長が必要と認めた事業	

別表 2（第 4 条関係）

補助対象経費	補助金額
労務費 1 人につき 1 日当たり坂城町会計年度任用 職員の給与及び費用弁償に関する規則（令 和元年規則第 8 号）別表の山林作業員に係 る基礎号俸欄に定められている職務の級及 び号俸により決定される給料月額を21で除 した額（1 日の労務時間は、8 時間とし、 労務費を労働時間で按分し算出する。）	補助対象経費の合計額の10／10以内とす る。ただし、1 団体、年 1 回10万円を上限 とし、100円未満は切り捨てる。